

令和5年 5月11日
令和5年 5月11日

令和5年第2回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第62号

令和5年第2回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月1日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和5年5月11日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

報告第2号 令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 令和4年度南部町病院事業会計繰越計算書について

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

議案第32号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）

議案第33号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

亀 尾 共 三君

令和5年 第2回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和5年5月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和5年5月11日 午前11時15分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第2号 令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 令和4年度南部町病院事業会計繰越計算書について
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度南部町一般会計補正予算（第8号）)
- 日程第9 議案第32号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第2号 令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 令和4年度南部町病院事業会計繰越計算書について
- 日程第6 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第8 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度南部町一般会計補正予算(第8号))

日程第9 議案第32号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第33号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	13番 真壁容子君
14番 景山浩君	

欠席議員(1名)

12番 亀尾共三君

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田子勝利君 書記 ----- 杉谷元宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶山清孝君	副町長 ----- 土江一史君
病院事業管理者 ----- 足立正久君	総務課長 ----- 大塚壮君
総務課課長補佐 ----- 石谷麻衣子君	企画政策課長 ----- 田村誠君
税務課長 ----- 三輪祐子君	子育て支援課長 ----- 芝田卓巳君
病院事務部長 ----- 山口俊司君	健康福祉課長 ----- 前田かおり君
福祉事務所長 ----- 泉潤哉君	建設課長 ----- 岡田光政君
産業課長 ----- 藤原宰君	

午前 11 時 15 分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 5 年第 2 回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

7 番、白川立真君、8 番、三鴨義文君。

日程第 2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 報告第 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 4、報告第 2 号、南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そうしますと、報告第 2 号の紙を見ていただきたいと思います。報告第 2 号、令和 4 年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書を議会に報告いたします。

それでは、次ページを御覧ください。なお、この件につきましては、3月の定例議会におきまして、繰越明許費の設定の議決をいただいているものでございます。

繰越明許費繰越計算書についてです。全10事業となります。繰越額につきましては3億6,879万6,286円となります。各事業の中身についてはお読み取りをいただきたいと思います。以上、報告いたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第2号、令和4年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第5 報告第3号

○議長（景山 浩君） 日程第5、報告第3号、令和4年度南部町病院事業会計繰越計算書についてを議題といたします。

病院事業管理者から報告を求めます。

病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。それでは、報告第3号をお願いいたします。報告第3号、令和4年度南部町病院事業会計繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり令和4年度南部町病院事業会計繰越計算書を議会に報告いたします。

1ページ、お開きいただきたいと思います。繰越計算書でございます。建設改良費のうち医療機器購入事業につきまして、5,267万8,000円の予算計上をいただいていたところですが、新型コロナウイルス感染症等の影響により年度内に納品できなかった医療機器につきまして、令和5年度に繰り越して購入をしようとするものでございます。翌年度への繰越額は3,003万円、財源の内訳としましては、全額県からの補助金でございます。以上、報告いたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第3号、令和4年度南部町病院事業会計繰越計算書についてを終わります。

日程第6 議案第29号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第29号、専決処分の承認を求めることについてを議

題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書 1 ページをお願いいたします。議案第 29 号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）です。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和 5 年 3 月 31 日付でございます。

これは令和 5 年度税制改正に基づく地方税法等の一部改正に伴い、南部町税条例の一部を改正するものでございます。

最初に、個人住民税に関する改正について 2 点御説明いたします。

1 点目は、森林環境税の導入に伴う改正についてです。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴って、均等割額と併せて賦課徴収を実施する森林環境税について所要の規定の整備を行うものです。施行日は、令和 6 年 1 月 1 日です。

2 点目は、課税特例の適用期限の延長についてです。肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用期限及び優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例の適用期限について、いずれも 3 年延長するものです。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

次に、固定資産税に関する改正について 2 点御説明いたします。

1 点目は、中小企業者の先端設備等導入に対する固定資産税の課税特例の廃止についてです。平成 30 年度税制改正において、本条例に規定を整備した中小事業者の先端設備等導入に対する固定資産税の課税特例は令和 4 年度末をもって廃止となったため、規定を削除するものです。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

2 点目は、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置についてです。マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、県から管理計画の認定を受けた一定のマンションにおいて、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に長寿命化工事が実施された場合、翌年度の当該マンションの家屋に係る固定資産税の 3 分の 1 に相当する金額を減額するものです。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日です。

次に、軽自動車税に関する改正について 4 点御説明いたします。

1 点目は、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率の新設についてです。道路交通法等の一部を改正する法律において、現行の原動機付自転車から区分して一定の要件を満たす原動キックボード等が該当する特定小型原動機付自転車が新設されたため、当該自転車に係る軽自動車税の種別割を2,000円とし、同法に定める施行日の属する年度の翌年度分以降について適用するものです。施行日は、令和5年4月1日です。

2 点目は、自動車メーカー等の不正行為に関する再発防止策の強化についてです。自動車メーカー等の不正行為に起因し、軽自動車税環境性能割及び種別割の納付不足額が生じた場合に、当該自動車メーカー等が納付すべき納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものです。施行日は、令和6年1月1日です。

3 点目は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の終了についてです。令和元年10月から消費税率引上げに伴い実施した環境性能割の税率1%分の軽減措置が終了したため、規定を削除するものです。施行日は、令和5年4月1日です。

4 点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の延長についてです。環境性能の優れた新車の電気自動車等を取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税の種別割を軽減するグリーン化特例を3年延長するものです。施行日は、令和5年4月1日です。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第6号ですね。南部町税条例の一部改正について、2点質問いたします。

一つ、内容は、森林環境税に関連する個人町民税のところですね。令和6年度から課税が始まって、いわゆる森林環境税という国税を市町村が徴収することになるという仕組みだというふうに資料から受け止めています。これまでのように森林環境譲与税というのは入ってくるんですけども、この基本的な考え方で、自治体とすればどういうふうに考えていったらいいかということ町長にお聞きしたいと思うんです。

一つは、この森林環境税っていうのは年間1,000円を払うことになるわけですね。国税になってくる。全国的に考えれば、森林保全しているところというのは過疎地域の町村ですね。町村はそれ以上にいろんな費用もかかっているし、住みにくさというんですか、そういうものや防災問題から寄与してるところが非常に大きいと思うんですよ。そういうところを一律に1人当たり住民税払ってるもんから1,000円払えって、こういうやり方についてどうなのかなって

うことは、地方自治体の首長としては、とりわけ中山間地域を持つ首長としてどんなふうを考えているのかっていうことをお聞きしておきたいと思うんですよ。

国に入ってくる税金というのはいろんな使われ方をする協議していくんですよ。これは目的税ですからね。こういうふうにしてきたら、ともすればこれは環境問題というんですけれども、ほかにもあればそれぞれの税金の在り方が出てくるかもしれない。以前介護保険の会に行ったらこども保険とか言ってますよね。そういうことしてきたら、もう国が考えて自分たちで集める所得税とか、別にこういう目的税をすることについての市町村長としての考え方はどうなのかっていうことが1点です。

それと、もう一つは、こんなふうに国税を市町村が集めるということになった場合、住民税滞納しますよね。これはいわゆる均等割額ですけども、これ滞納してもこのお金絶対納めんといけんわけですよ。その辺はどうなるんですか。国税は最優先されるんですよ、どの税よりも。そういうときには、町とすればこのお金を、例えば住民税が入ってこなかった場合でも国に対しては国税として上げていかないといけないと。滞納として保留することはできるのかっていうことについて、ちょっと教えてください。（サイレン吹鳴）

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。森林環境税についての御質問いただきました。いわゆるこの森林環境税について中山間地の私たちも税を支払うのは不都合ではないかという御意見だったという具合に思います。

本来、この税の趣旨は、私どもが求めていたものは水源涵養税という趣旨で、山間地域に、川上に住む私たちが川下に住む皆さんにどれだけ大きな恩典を与えているのか。しかし、人口は昭和30年代から大きく流出し疲弊してる。税だけでも川下から川上に戻してこれないものかといったものが原点だったと、このようにお伺いしているところでございます。それが長い間の闘争の結果、森林環境税という形に変わったことは、私どもも一定の評価をするということでもまとめられています。

しかし、一方で、人口案分というような形もあって、非常に都市部にお金がたまっただけになっただけという問題もあると思っています。税でございますので、議員の御質問の均等はおかしいではないかということよりも、まずは国民全てが税は負担する。しかし、その配分はもっと、元言いましたような川上であえいでいる中山間地域に川下からお金を回していく、この仕組みに問題があるではないかという指摘をしてるところでございます。

課題はまだまだあると思いますけれども、今後はこのお金の使い方であったり、さらに先ほど

言いましたような、特に大きな横浜市等が大きなお金を、これを取るのは私もおかしいという具合に国のほうにも言っております。この辺りのところの改正が望まれるところだと、このように認識してるところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。今回、条例改正をしております森林環境税の徴収のことなのですが、細かいところは把握しておりませんが、参考として個人町民税の条例改正ですが、賦課徴収するときは個人町県民税で徴収しております。その制度を使ってやっていると、個人町県民税は毎月県民税として県へ報告をしております。その報告を使って国税のほうも報告するのでないかなと思っております。その報告の際には、その月、収入ができた者しか上げておりませんので、細かいことは把握しておりませんが、滞納になったものについてまで町から納めるということはないと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 1 1 時 3 4 分休憩

午前 1 1 時 3 4 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私が質問しておるのは国政問題ではありません。町の議案に出てきた環境税について聞いております。

町長、先ほどおっしゃったように、この住民が納めていく住民税の中に入っている 1, 0 0 0 円分のいわゆる森林環境税については、町長も言われたように都市部についてもいくということ、非常に不公平感を中山間地域からしたら感じるわけですね。その点について町長も意見を言っていくと言われました。

もう一点、これはCO₂の環境問題にもすごく関係のある森林環境税だっているふうにも、町の資料でも説明がありました。だとすれば、このような環境税については、個人に向けてではなくって事業主等に対してもやっていくべきではないかということも、ぜひとも全国の町村会等で意見を上げていくべきではないかというふうに思っているのですが、どうでしょうかという点と、先ほど課長がおっしゃってくれた滞納についてまで上げていくことはない、私もそうすべきだと思いますので、もし国税を最優先して滞納しても上げろというようなことがあれば、それは私は自治法の観点からしておかしいと思いますので、そのことについてはしっかりと意見上げてい

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、意見とかお願い、こういったものも質疑ではできないというふうになっておりますので、御注意ください。

答弁をお願いします。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 森林環境税以上に脱炭素ということだと思います。ずばり炭素税ということが検討されてるという具合にお聞きしてますので、その影響をしっかりと見極めたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第29号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

すみません、訂正をさせてください。

日程第6の採決ですが、承認と訂正をさせてください。

日程第7 議案第30号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第30号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書10ページでございます。議案第30号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）です。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和5年3月31日付でございます。

これは令和5年度税制改正により軽減判定所得の見直しと課税限度額の引上げが行われたことに伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

軽減判定所得の見直しについては、基準額を算定する計算式のうち被保険者数等に乗ずる金額について、5割軽減については28万5,000円から29万円、2割軽減については52万円から53万5,000円へ改正するものです。

また、課税限度額の引上げについては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。施行日は令和5年4月1日とし、令和5年度以降の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第30号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第30号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第31号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第31号、専決処分の承認を求めることについてを議

題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 議案書 13 ページでございます。議案第 31 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号））でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）について、次のとおり専決処分をする。令和 5 年 3 月 31 日付でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そうしますと、補正予算書（第 8 号）で説明をしていきます。

議案第 31 号

令和 4 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度南部町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 286 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 129, 579 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

そういたしますと、歳出から御説明をしてまいります。5 ページをお願いします。今回の予算につきましては、3 月補正後に予算の増額が必要となったものに対して対応するものとなっております。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目諸費は 779 万 3, 000 円増額し、5, 486 万 1, 000 円とするものです。これにつきましては過年度の国庫及び県費の補助事業の実績の確定に

よる各事業の補助金の償還金でございます。

3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費は149万3,000円増額し、9,054万4,000円とするものです。これにつきましては生活保護の被保護者の医療費の増額に伴いまして、所要額を増額するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。4ページをお願いします。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は4,644万6,000円増額し、36億9,061万7,000円とするものであります。特別交付税の交付額の確定により増額をいたします。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目減債基金繰入金は3,716万円減額し、1億4,498万9,000円とするものです。これにつきましては特別交付税の増額によりまして、当初見込んでおりました基金の取崩しを行う必要が発生したことによる減額となります。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第31号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第31号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第32号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第32号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。それでは、補正予算書（第1号）のほうで説明を

してまいります。

議案第32号

令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,863,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月11日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年5月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

そういたしますと、5ページをお願いします。このたびの補正につきましては、物価高騰対策といたしまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国費、県費を活用し、全町民に対して必要な事業を実施するものでございます。

それでは、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は4,744万3,000円増額し、4億8,459万3,000円とするものです。これにつきましてはエネルギー、食料品価格等の物価高騰に対する支援といたしまして、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を支給するもの、それと、鳥取県と連携して非課税世帯の光熱水費を助成するために1世帯当たり17,000円を支給するものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費総務費は631万7,000円増額し、1,113万3,000円とするものです。これもエネルギー、それから食料品価格等の物価高騰対策に対する支援としまして、独り親世帯に対して児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

同じく3目児童手当は601万6,000円増額し、1億3,898万5,000円とするものでございます。同様に低所得の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

6ページをお願いします。4款衛生費、5項上水道費、1目上水道費は2,798万6,00

0円増額し、3,736万円とするものです。これにつきましても物価高騰対策といたしまして一般用及び営業用の水道料金の基本料金3期分、半年分でございますが、全額免除することに対する相当額を水道事業会計へ補助するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、8目畜産業費は306万7,000円増額し、326万円とするものです。これにつきましては鳥取県と連携いたしまして搾乳牛1頭当たりの市場価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の4分の1を補助するものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は2,600万円増額し、7,565万8,000円とするものでございます。これにつきましては当初予算で2,000円の地域のポイントを付与して全町民にカード型の地域通貨を配布する予定としておりましたが、今回物価高騰対策として2,500円をプラスし、合計4,500円分のポイントを付与して配布するものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。4ページをお願いします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は8,539万4,000円増額し、1億7,178万6,000円とするものです。こちらは国から示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予算化するものでございます。

同じく2目民生費国庫補助金は1,233万3,000円増額し、5,224万円とするものです。これにつきましては歳出予算のほうの子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する国庫補助金でございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は756万5,000円増額し、8,916万6,000円とするものでございます。非課税世帯の光熱水費を助成するために1世帯当たり1万7,000円を支給するものに対する県の補助金となります。

19款繰越金、1項繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1,153万7,000円増額し、6,153万7,000円とするものです。これにつきましては前年度繰越金で予算調整をするものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算は、歳入で見たら国庫支出金と県の支出金と繰越金でできていて、ほとんどが国から来る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

ちょっとそこで私が質問する趣旨は、臨時交付金だと全額8,500万相当分が町村の独自の判断で使えるのではないかとということで、例えば一般財源を取り組んで町独自の政策ってどういふものがあるのかなということを知りたくって予算書見てて、このちょっと3ページ、4ページを見てまして、この最後の繰越金の1,153万7,000円っていうのが一般財源で入るわけですね。

ところが、そういうところから一般財源と地方創生交付金の話を見とったら、次の3ページの歳出ちょっと見てくださいよ。歳出の右のほうの補正額の財源内訳で、特定財源の国県支出金が1億529万2,000円で、一般財源が商工で741万8,000円で歳出合計が1,153万7,000円になってるんですね。これちょっと数字が違うのかなと思うんです。

聞きたい内容は、まず最初に聞きたいのは、1,153万7,000円の前年度繰越金と言われて、一般財源が741万8,000円はポイント事業で入ってるっていうの分かったんですよ。ところが、この差額っていうのはどこに入ってるのかっていうのが分からなかったんですので、ちょっと事務的な話でそれをひとつ説明してくれませんか。

○議長（景山 浩君） 休憩要りますか。（発言する者あり）

休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

総務課課長補佐、石谷麻衣子君。

○総務課課長補佐（石谷麻衣子君） 総務課課長補佐でございます。3ページの歳出合計の1,153万7,000円というのは、当初予算で既に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として予算化しておりました。今回、この額と国から配分されます額を合わせて今回の歳出事業、どの事業にしようかということを組み立てていっております。それで、当初で1,153万7,000円を充当していた事業が3つございまして、それがテノヒラ役場、それから今回の地域活性化ポイント、それからICT活用事業に当初充当しておりました。

今回の補正で充当を変更したことにより、テノヒラ役場が110万円、ICT活用事業が301万9,000円、合わせて411万9,000円をこのたび充当を外しましたので、ちょっと歳出では出てこないののでこの予算書には上がっていないのですが、見えないところで一般財源で411万9,000円というのがありまして、このような予算書になっております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

休憩します。

午前 11 時 57 分休憩

午後 0 時 00 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 申し訳ないです。

聞きたい本旨は、町長、今回お金が特に、どこで見たら一番よく分かるかな。4 ページの歳入のところ、総務費の国庫補助金で地方創生臨時交付金が 8,539 万 4,000 円入ってきてるんですよ。私たちから見れば、このお金は町独自で使える分だというふうに思ったんですが、この中に、社会福祉総務費の電気・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付金支援事業 3,206 万っていうのが国の事業だというふうに説明を受けたんですけども、このお金というのはこの臨時創生交付金の中に入っているということなんですかということが一つの確認と、あと使えとすれば、もしそうだとすれば、あと 4,000 万か 5,000 万近くですよ。そのお金を今回、一つは地域活性化ポイント事業で 2,600 万円使ったと、もう一つの大きいのは、上水道に 2,700 万使ったと、こういうふうに解釈していいのかという確認をした上でお聞きするんですけども、上水道の基本料金を引き続き下げて生活支援をするということについては賛成ですし、住民の希望にもかなうことだと思うんですが、これが 10 月までだっていうことなんです。年度途中で切れてしまう。それで町とすればこういうふうに特別な臨時交付金等来なければこういう金額を支援することができないっていうことを重々言ってるんですけども、だとすれば 10 月の段階でもうコロナの交付金がなかったらこれを切っちゃうのか。もしそういう考えであるとするのであれば、私は今回いろいろ大変ですけども、残りのお金全額入れて 1 年間分の水道料金を引き下げることのほうが理にかなったのではないかと思います。その点についてどうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。最初のほうの御質問でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、2 つのものができています。一つは推奨事業分、これは言われるようにその地方自治体が独自に使える分、使途としては電気、ガス、食料品等の価格高騰対策ということになって、これが 5,332 万 7,000

0円でございます。もう一つのほうが重点交付金分ということで、何かと申しますと低所得世帯の支援分という形で3,206万7,000円、この2つから今回の地方創生臨時交付金は成り立っていると。

後段で申し上げました低所得者対策の支援分というのはもう確実にここ、使途が決まっていますので、国策としてされるんですけども、言われるようにこの臨時交付金8,500万ほどありますけども、全て自由に使えるわけではなく使途が限定される3,200万、要するに低所得者分については国の方針どおり国のお金でやっていくと、自由が利かない部分というふうに御理解いただけたらと思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。全額国からの経済対策を水道にという御意見だろうと思ってます。経済対策をどう見るのかだと思いますけれども、確かに間接的に家計の中で水道代が浮けば、その分のお金が食料費だとかそういうことに使われるということはあるのかもしれませんけれども、これまで水道に使ってきたというのは、あくまでも手数が非常にこれまではかかってきました。現金で皆さんに配分したり、余分なお金もかかる。

その中で、本年で後半になるとは思いますが、町内で使えるカードを今、用意しております。このカードを使えばお金が、現金がそのまま皆さんのお手元に配分できるという仕組みができます。このことによって商工会にお世話になりますけれども、町内の事業者に直接お金が回っていくという仕組みができるわけでございます。町長としては、できるだけこの経済対策で町内の住民の皆さんはもとより商工関係の皆さんにもお金が回って、お金が町内で循環するというものを進めたいと、こういう思いで半々というような格好にさせていただきました。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾です。今の3ページの歳出の表の件なんですけど、補正予算額の内訳の国庫支出金の合計金額は今、1億529万2,000円って書いてありますけど、実際は1億941万1,000円ですよね、この合計すると。そうすると一般財源のこの7,418をそのまま下に下ろせば、7,418と109,411を合わせれば116,829になるわけですから、この一般財源の下ろし方のところを11,537じゃなくて741万8,000円を下ろせばいいのではないかなと思うのですが、それでは説明になりませんか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後0時08分休憩

午後0時08分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。今回の補正の3ページでございますが、歳出のほうの款のほうで見てないところがあります。総務費であったり教育費であったりってところを本来なら全部出したらこの合計金額になると思います。今回補正で触っているところだけを3、4、5、6款出していますけども、それ以外に既に予算化された予算がありますので、それ合計しますとこの県支出金の合計になるというふうに考えますので、荊尾議員が言われたように差し繰りでどうにかなるという話ではないというふうに思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第32号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第32号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第33号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、補正予算書のほうで御説明をしたいと

いうふうに思います。

1 ページを御覧いただきたいと思います。議案第 33 号、令和 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

総則。第 1 条、令和 5 年度南部町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第 2 条、令和 5 年度南部町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入ですけれども、第 1 款水道事業収益 28 万円増額し、2 億 1,847 万 1,000 円とするものです。内訳ですけれども、第 1 項営業収益 2,770 万 6,000 円を減額し、1 億 6,244 万 1,000 円とするものです。第 2 項営業外収益 2,798 万 6,000 円増額し、5,603 万円とするものです。

続きまして、支出ですけれども、第 1 款水道事業費用 28 万円増額し、2 億 780 万 2,000 円とするものです。内訳についてですけれども、第 1 項営業費用 28 万増額し、1 億 9,150 万 1,000 円とするものです。

今回の補正は、コロナ禍の影響がいまだに続く中、原油価格や物価の高騰によりまして大幅な負担増が今後も見込まれますので、生活支援等を目的といたしまして一般用及び営業用の基本料金の 6 か月分を免除するというものです。なお、減収となりました基本料金相当額につきましては一般会計からの補助金を受けることにしております。

それでは、補正予算の明細書で御説明をしたいと思います。4 ページをお願いします。1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 2,770 万 6,000 円減額し、1 億 6,009 万 7,000 円とするものです。これは基本料金 3 期分、6 か月分の全額免除によるものでございます。

次に、2 項営業外収益、3 目他会計補助金 2,798 万 6,000 円増額し、2,930 万 6,000 円とするものです。これは一般会計からの補助金でございます。

次に、5 ページの支出を御覧ください。1 款水道事業費用、1 項営業費用、4 目総係費 28 万円増額しまして、1,804 万 5,000 円とするものです。これは基本料金減免に関する通知に係る経費でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第33号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第33号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和5年第2回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和5年第2回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時15分閉会
